

<補助の要件>

- ① 看護師（保健師・助産師・准看護師を含む）を常時2名以上配置している保育所
- ② 延長保育を2時間以上実施している保育所
- ③ 夜間保育所
- ④ へき地（山間地・離島・過疎地）に所在する保育所
- ⑤ 平成19年度経過措置分（旧自園型実施保育所）

注1 次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児発第1128003号通知）に定める延長保育促進事業の定義に基づき2時間以上の延長保育を実施している保育所

注2 公立保育所にあつては注1と同等の要件を具備する保育所であつて、市町村が適当と認める保育所

注3 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号通知）の別添2「夜間保育推進事業」の実施要件を具備する保育所

注4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第143号）第13条の2第1項の規定による特勤手当の支給を受けている官署（人事院規則9-55別表）から半径4km以内に所在する保育所

### （3）一時預かり事業について

一時預かり事業（旧：一時保育促進事業）については、これまでも予算補助事業として、実施の促進に努めてきたところであるが、今般、改正児童福祉法により、平成21年4月1日から児童福祉法に基づく事業として施行されることとなったところである。

具体的な運用については、事業開始に伴う届出事項や事業実施に関する必要な基準を設けるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけ、さらなる普及促進を図ることとしている。（関連資料7（334頁））

実施主体については、多様な主体による取り組みを促進していくため、特に制限は設けておらず、これまでの保育所における実施に加えて、地域子育て支援拠点や商業施設内など様々な場所で事業展開されることが期待される。

このため、一時預かり事業にかかる国庫補助については、別紙のとおり3類型に区分することとしており、保育対策等促進事業費補助金により補助することとしているので、ご承知おき願いたい。（関連資料6（333頁））